

Title	教会弾圧と免訴
Author(s)	加藤恵司
Citation	聖学院大学論叢, 第 26 巻第 1 号, 2013.10 : 167-185
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4582
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

教会弾圧と免訴

加藤 恵 司

抄 録

太平洋戦争がはじまって、134人の牧師が治安維持法によって逮捕された。裁判中、病気になった者、暴行を受けて死んだ者まであった。敗戦後、治安維持法は廃止され、免訴となった。免訴は裁判の却下でもなく、無罪放免でもなく、再審も許されない、日本特有の制度である。

一方、教会弾圧が起きた同じ1942年に治安維持法による言論弾圧事件で、横浜地方裁判所の判決で決着したので横浜事件と称される事件があった。この事件は、全く交流もない研究者、編集者、新聞記者らが、次々と逮捕され、暴力による自白によって犯罪者となった。治安維持法の廃止後、暴行した特別警察官を傷害罪で告発し、3名の警察官が有罪となったが、恩赦のゆえに釈放された。この事件は、1986年に再審裁判の道が認められたが、その判決は無罪ではなく、免訴であった。治安維持法は廃止され、実効性が失われているという理由である。そこで免訴について述べられている刑事訴訟法にある解釈について本稿は論じている。

免訴は有罪でも無罪でもないあいまいな概念である。教会弾圧を体験した安倍豊造は免訴であることを裁判所から伝えられていなかった。結果として判決とはいえない。法の目的は正義の実現である。戦争というカオスは正義を見失い、正義から遠ざける。人権侵害、人権蹂躪こそ不義である。自然権、エクイティーによって人権は守られる。教会弾圧、横浜事件など免訴判決が残されている限り戦争の時代は終わっていない。日本の戦時下、天皇を神として神社で崇拝させた。特別警察の壮絶な暴行と犯罪者を作り出すフレームアップは天皇の名を借りた犯罪であった。戦争は犯罪者を生む。それは、立法、行政、司法という権力そのものが悪魔となる。人権を擁護する「疑わしきは被告人の利益に」(in dubio pro reo)の大原則が働いていない。このような悲劇を再び繰り返してはならない。

キーワード； 教会弾圧， 治安維持法， 横浜事件， 免訴， 基本的人権

1. はじめに

1942年6月26日に日本基督教団第6部、第9部の96名の牧師が治安維持法違反の嫌疑で検挙された。その後の逮捕者を加えて総勢134名となり、そのうち、75名が治安維持法で起訴された。起訴されなかった残りの59名は起訴猶予であった。実刑判決を受けたのは、起訴された3分の1ほどである。戦時下の状況下、食糧事情の悪化などによって肉体を蝕んでしまった者や、裁判中に重病に至って病气保釈となって、帰宅後に召された者もあった。更に、明らかに暴行を加えられ、獄中で亡くなった殉教者もいた。また、教会自体も解散させられ、牧師の私物の書籍、教会の書類、書籍なども証拠物件として持ち去られ、敗戦後にも戻されていない。この被害は、戦前の教会の歴史を知るうえで重要な記録を多く含んでいる。

本稿では、まず教会弾圧の実態を明らかにする。1945年10月4日、マッカーサー連合軍最高司令官(Douglas MacArthur, 1880~1964)によって「政治的、宗教的及び、社会的自由に対する制限撤廃」の指令が発せられた。この指令を受けて10月15日に治安維持法は廃止され、悪法と称された治安維持法から解放されることとなった。実刑判決を受けて東京で上告中の人々は、大審院から11月13日に「免訴」と処理された。「処理」というのは、その決定が当事者に伝えられなかったことを表現している。東京地方裁判所に問い合わせると「免訴されている」という証明書を取り寄せるようにと指示があったという⁽¹⁾。免訴とは、どういうことなのかをここで明らかにしたい。裁判所の判断であるから「判決」ということができるが、当事者に伝えられない点では「判決」ではなく、疑問が残る。

さて、免訴について論評せざるを得ない事件がある。教会弾圧が起きた同じ年、1942年に同じく治安維持法による言論弾圧事件である。横浜地方裁判所の判決で決着したので一般的に横浜事件と言われている。奥平氏によれば「奇々怪々でただいたずらに権力のツメ後だけが残ったいやな事件である」と評している⁽²⁾。この事件は、教会弾圧のように一定の団体に向けられたものではなく、全く交流もない研究者、編集者、新聞記者らなどおよそ90人が逮捕され、約30人が有罪となり、4人が獄死した事件である。いわれもなき人々が、特別高等警察の主観的専断によって、共産主義的であるとか、共産党の地下組織に加わっているといたフレーム・アップによって治安維持法が適用されていった複雑怪奇な事件である。

1985年、中曽根内閣は「国家秘密法案」を提出した。反対運動が展開されたが、横浜事件の被告、木村亨氏の心に火がついた。彼の脳裏には治安維持法、国家保安法など国家機密と思われることに口封じする法案に自分の体験がオーバーラップすることとなった。元被告らに連絡をとり、森川金寿弁護士と共に再審請求に取り組んでいった。敗戦後、特別高等警察の行った許しがたい拷問に対し、その拷問者を共同告発した証人のひとりであった。後述するが、自ら受けた辱めの行為を記憶

に従って「口述書」として記録した。彼らは言論人であり、出獄したばかりの時でその記述は生々しい。特別高等警察による手口、すなわち、拷問によって恫えさせ、捏造した自白調書を押し付けて犯罪者に仕立てた。明治3年の法庭規則では「拷問は判事以上相議取計事」と定め、近代化の幕開けと共に拷問は禁ぜられたことになっている。更に、明治9年6月、第86号布告で拷問は完全に廃止されることとなり、1880（明治13）年7月7日太政官布告第37号の治罪法に継承されていた。この治罪法は近代人権思想に基づいた最初の刑事訴訟法といえることができる。この口述書は、非道で筆舌に尽くしがたい拷問の記録で、治安維持法、特別高等警察の実態を明らかにした重要資料である。続いて告訴状を記して特別高等警察官を告訴した。この告訴状には「応報感情のためではなく、（新憲法の）個人の自由、個人の基本権」を守るためしたためられた。27名の特別高等警察官の名前が挙げられたが、判決が下ったのはわずか3名に対してだけであった。

先の国家機密法案提出を契機に1986年に再審請求の道が開け、2010年まで24年間にわたって再審を求める裁判が続いた。2003年に再審が開始され、裁判所は特別高等警察による拷問の事実を認め、特別高等警察が彼らを共産党再建の準備であったと専断した事実は認定することができないとし、被告らに対して4700万円の支払いを命じたものである。裁判で明らかにされたことは、治安維持法は、敗戦によって実効性がなくなってしまったので「無罪」ではなく「免訴」と判旨した。ここで示された免訴は、現刑事訴訟法第337条にある免訴の判決である。

教会弾圧に対し大審院の戦後に下した免訴は、旧刑事訴訟法に基づくものである。しかし、横浜事件の免訴判決と「免訴の処理」と同じであるとは言い難い。免訴は判決なのか、判決ではないのか。免訴は有罪なのか、無罪なのかという疑問が湧きあがる。刑事事件は有罪、無罪を決するもので、「免訴」の制度はあいまいで不明な部分が残る。諸外国ではどのようになっているのかを知ろうとしたが、浅学非才のため見出すことができなかった。民事事件には「免訴」はない。刑事訴訟法の研究者の間においても免訴に関して難解な問題を含んでおり、さまざまな見解が示されている。免訴について若干の考察し、最後に、私見を加えることとする。

2. 教会弾圧事件

教会の弾圧には改正治安維持法（昭和16年3.10.法律第54号）が適用されたが、これに先立って「宗教団体法」（昭和14.4.7.法律77号）が重要な役割を果たしている⁽³⁾。宗教団体法法案の提案理由として「国民精神の作興は宗教の健全なる発達に俟つ所頗る大にして、現下時局の重大の際其の必要更に切実なるものあるに鑑み、宗教団体に関する現行法規を整備統一し、宗教団体の地位及び之に対する保護監督の関係を明確ならしめ、其の健全なる発達並びに教化機能の増進を図る等のため、宗教団体法を制定するの必要あり、是れ本案を提出する所以なり」と述べられている⁽⁴⁾。宗教団体法の必要性は、「時局の必要・切実」さであって、近代的な権利宣言としての信仰の自由にまで

及んでいない。尤も、大日本帝国憲法下では法律の留保によって、著しく基本的人権はそこなわれていた。宗教団体を「整備統一」というのが、権力者による恣意的判断が拡大することを意味していた。この法案が成立後、ただちに招魂社を護国神社に改称した。「健全なる発達並びに教化機能の増進」は、神権天皇制の強化であり、軍国主義に大きく傾注させることにほかならなかった。それは、決して健全ではなかった。

宗教団体法は、キリスト教にとって、神道、仏教と並ぶ位置が与えられたという評価もあって、むしろキリスト教関係者には好意的に受け止められた。キリスト教は、大別するとプロテスタント教会（日本基督教団）とカトリック（天主公教団）の二つに分けられた。日本基督教団には二つの流れがあった。一つは、教会の合同は神の導きとして統合を歓迎する立場であった。他方は、成立の際、部制のまとまりがあり、そのまとまりを維持する立場であった。すなわち、第1部は日本基督教会、第2部は日本メソジスト教会、日本美普教会、日本聖園教会、第3部は日本組合基督教会、日本基督同胞教会、日本福音協会基督友会、基督教会、第4部は日本バプテスト基督教団、第5部は日本福音ルーテル教会、第6部は日本聖教会、第7部は日本伝道基督教団、基督伝道教会、基督復興教会、日本伝道基督教団、日本ペンテコステ教会、日本聖潔基督教会、第8部は日本自由メソジスト教会、日本ナザレン教会、日本同盟基督協会、世界宣教団、第9部は、きよめ教会、第10部はウェスレアン・メソジスト教会、普及福音教会、日本一致基督教団、東京基督教会、日本神の教会、日本聖書教会、聖霊教会、活水教会、アドベント教会、第11部は日本救世軍であった。このようにそれまでの教派を残したかたちでプロテスタント教会はまとめられた。

1937年1月には教団統理富田満は、自ら伊勢神宮に参拝して「わが国における新教団の発足を報告し、その今後における発展を希願した。」⁽⁵⁾ また、大日本帝国に軍用機「日本基督教団号」を献納した⁽⁶⁾。この出来事は、教会が守り続けてきた十字架信仰、復活信仰の放棄を意味している。プロテスタント教会の立場は、「聖書のみ、信仰のみ」であるはずである。「神社参拝、宮城遥拝」をなしたことに疑問を抱かざるを得ない。金田隆一は「文部省との密約」があったと指摘する⁽⁷⁾。彼によると富田統理は文部大臣宛に「部制は3年以内に解消する」旨の誓約書を提出していた。そんな事情は知らされず、1941年6月24日に日本国内のプロテスタント33教派が合同し、日本基督教団は成立したのである。同年11月の臨時常議員会において、富田統理は部制を「当分ノ内」と説明し、文部省と教団合同の二つ板挟みとなっていたことになる。なぜ、教団内の一部、即ち第6部、第9部が弾圧を受けたの理由は、部制解消に強く反対していたからで、まさしく、文部省の意向に反する分派であったと考えられる。プロテスタント教会は、聖書信仰を強調する立場であるが、統理の歩みは「あなたには、わたしをおいてほかに神があつてはならない」という十戒の第1戒を侵す結果となった。教団成立当初から統理より部制の解消を知らされないまま、文部省、内務省の意向に反していた犠牲者となったのである。この第6部と第9部と教団に非加入の宗教法人東洋宣教会きよめ教会が治安維持法の対象となった。

柏井創によれば、1943年4月5日に文部省から面談の申し入れがあり、4月7日に「秘教発92号」が手渡された。その内容はこれらの教会に対する処置と教師・信徒・教会などに対する今後の指導の指示であった。この指示に対し、教団は軍部、内務省の圧力から保護される措置と受け止めた。「二つの枝が分断され、消されることに抵抗もせず、痛みを覚えることもなく」その指示に従った。教団は「私儀今般一身上ノ都合ニより正（補）教師ヲ辞任致度候条御承被下度此段及御願候也」という辞表を印刷して送付したという⁽⁸⁾。

教会が弾圧に至る背後にさまざまな動きがあったことが分かる。ここでは三つの点を指摘しておきたい。第一に1941年12月8日にハワイ真珠湾奇襲攻撃に始まった太平洋戦争によって、キリスト教は敵国アメリカの宗教と軍部は喧伝したかった。1942年1月16日に函館において小山宗佑が憲兵に拘束された。その理由には神社参拝拒否が考えられ、挙国一致して軍国主義を推し進めるには神権的天皇制に反することは治安維持法の「国体の否定」と位置づけたのである。それは、1941年の改悪された治安維持法においてはこの「国体否定」を重罰化してあった。検事が執拗にも「天皇は罪人か?」「伊勢神宮は偶像か?」という訊問を繰り返し問いかけていたことであった。日本基督教団の富田統理が伊勢神宮参拝まであえて敢行したのは、神権天皇制とキリスト教信仰は矛盾していないということの証明のためであった。1941年、小樽では聖教会信徒が「基督者は他の神仏を信仰したり、神社に参拝してはならぬ。自宅の神棚等も破棄すべきである」と言ったことに対し、不敬罪を言い渡された⁽⁹⁾。更に、同年きよめ教会信徒が「私は基督教信者ですから外の神様へ御参りする必要がありません。神様は宇宙天地を創造した神で神官は神様ではありません。神社の「社」は、「示」すという字に「土」です。土は所で神様の家を場所として表わすもので神様ではないからお参りしないのです」と言ったことから不敬罪が言い渡された⁽¹⁰⁾。このような記事が多数みられるわけではないが、天皇崇拜を否むことは、治安維持法の「国体否定」であるとされたのである。

一方、1943年4月に教団より示された「宗教結社禁止令」には「神宮に対する不敬、天皇に対する不敬、治安維持法違反すなわち国体変革を企図せる罪」とあった。政府は宗教団体法によって、宗教を国家の管理下におき、国家神道を国教化して天皇を神格化し、治安維持法の改悪によって政府に反する取り締まりを強化した。この命令によって、教会は解散、信徒は集会する場所を失い路頭に迷った。牧師家族も住処を失った。これまでの教会財産は整理売却され、弁護士費用と困窮に追いやられた教職家族にあてがわれることになった。証拠として持ち去られた教会の記録、教会、牧師の書籍、聖具なども露のごとく消えてしまった。後日、その返還を求めたところ、すべて焼却されたという。これは、治安維持法にある「私有財産制」の否定であって、皮肉な事実である。これは、後述する横浜裁判でも同じで、連合国の調査資料になっては困るからではなかろうか。なんという粗末で愚かな結末であろうか。

第二点は、部制の解消について第6部、第9部は反対であった。日本基督教団は常議員を部制に基づいて案分した。多数決に従えば部制解消は簡単に行えたはずである。ところが、1942年6月

26日に治安維持法で捕われた反対分子を不在にして同年11月に教団総会で部制を解消した。先の文部省との密約を果たすために行われたと思われる。「統理(富田満)は3年以内にブロックを撤廃して完全合同に至るべき責任を以って約束せられたという。即ちブロック制を早晚解消せられるべきもの、今はその過程にあるのである。政治機構に於ける完全合同こそ合同の本来の目的であり、又其真の姿である」と主張し続けていた⁽¹¹⁾。教団の方向性は、教会合同を目的として、教団の生活綱領を作って、その第1項に「皇道の道に従い、皇運を扶翼し奉るべし」と掲げたが、それに反旗を翻し、部制を主張し続けた教会が弾圧を受けたのである。

第三点は、これらの教会は1919年と1930~33年の二度にわたるリバイバルを体験していた。リバイバルは信仰覚醒運動である。祈っているうちに聖霊の力を感じ、深刻な罪の告白と悔い改めが叫びとなって渦を巻き、その信仰の告白が堰を切った洪水のように広がって救いを求め、きよめを求める者があとを絶つことがなかった。また、主イエスが多くの病人を癒したごとく、病気が癒される経験をした者も少なくない。この結果、教会数は倍増し、教会員数も増え続けた。ところが、人間の弱さのゆえ聖教会ときよめ教会に分裂してしまったことも事実である。しかし、教会弾圧を受けた教会はこのリバイバルという体験を身に帯びていた。キリストの使徒と言われる者が殉教に遭遇したこと通有しているようである。

さて、1945年当時、この弾圧によって、実刑判決を受けて服役中の者、執行猶予中の者がいたが、東京では3月10日の大空襲を受け、東京は焦土と化し、大審院も、東京地方裁判所・高等裁判所も、検察局も焼失した。この時点で東京での裁判継続は実質的に困難となった。杉並教会牧師安倍豊造(1891~1979)⁽¹²⁾は、東京地方裁判所から治安維持法で実刑2年、執行猶予4年の判決を受けていたが、(1944年12月27日)、上告中であった。空襲は更に続いて、裁判は中断を余儀なくされた。

8月15日、政府はポツダム宣言を受け入れ、敗戦となった。検察局から弁護士を通じて安倍に「特赦令が出るので、上告を取り下げよう」という要請があった。安倍は、免訴は有罪か、無罪かに疑問を抱いた。そして、「上告を取り下げるということは有罪としての判決に服するということになります」「私は、罪を犯していないのですから有罪の判決に服することはできないのです」といって、以下の7項目の疑問を呈した。第一は恩赦のあるなしにかかわらず、罪を犯していないから上告してどこまでも争う。第二は、死なされた人々の遺家族、犠牲となった人々の冤(ママ)を注がねばならぬから戦う。第三はかかる不当な裁判は三千年の正義日本の歴史を汚すことになるから、国民の一人としてこの真中にいたものとして之を不問に付すことは忠ではない。第四に世界史上、特に世界のキリスト教史上日本のクリスチャンが恩赦と聞いたら、もろくも罪なきに服罪して恩典に浴したとは書かせるわけにいかない。第五に日本の教会史上、我らが一身の安泰を得るために節を売ったという末代までの恥を作る事は、よし殺されるとしてもできないことだからである。第六に我らが恩赦に釣られて第一審判決に服するならば、公判で抗弁した事は罪を軽くして貰う為であったのだといわれても仕方がなくなる。最後に罪がないことを自覚して居り乍有罪判決を認める

という事は信仰上神に忠でないし、我らの怯儒の故をもって日本の裁判の歴史をけがさせること事になる⁽¹³⁾。この安倍の見解に従い、東京で行われていた13名の上告審は継続することになった。ところが、11月の大審院の処理となったのである。

この免訴について安倍は以下のごとく記している。「同(1945)年10月13日「免訴」として処理されてしまったという……勿論、我々の一人にさえもその通達は与えられなかった。小原十三司は、その由を耳にして、その頃には東京地方刑事裁判所の総務局長になっていた高田正に面会して、その真偽を匡したところ『それは真実です。あなた方はその通達を受けておりませぬか』というたそうので、小原は、その通達は一人にも来ていないことを告げると『それでは免訴になっていることの証明をもらったらいいでしょう』と教えてくれたので、代書人に書いてもらって『免訴されている』という証明書ももらって帰ったとのことである。ああ、被告達の不出席の、役所の机の上で、あれ程の大犠牲を強いた大事件の黒白を明かにしないで『免訴』とは……而も通達さえしない意図は……何を物語っているだろうか。ああ『免訴』。なんとという御都合のよい処置名だろう」⁽¹⁴⁾

安倍の弁護士鈴木義男は、初代法務総裁(1947.2.15.～1948.3.10.)となり、片山哲内閣の司法大臣に就いた。彼の父は牧師であり、当人も九段メソジスト教会の会員であった。晩年は、専修大学の学長を歴任している。このような弁護人が、最後の責任を果たすことなく終わっているのも疑問として残される。

3. 横浜事件

教会弾圧が生じた同じ1942年に治安維持法による触手が言論界に伸びていった。横浜事件といっても一つの事件ではなく、一つの事件からつなげられた人々が、特別高等警察によって、密室による自白のみによるフレーム・アップによって、事件は拡大していった。再審の道が開けた時、「新聞も眼をつぶされ、口を封じられ、『横浜事件』では言論弾圧を傍観する立場に甘んじている。裁判に終止符が打たれるのちも事件の記憶は、言論に携わる者の胸を刺す歴史の棘であり続ける」と報道された⁽¹⁵⁾。これは、日本の歴史の棘であって、戦争はどれほど人権を侵害し、権力による弾圧は繰り返され得るといふ危惧は免れない。

1942年9月11日に外務省の外郭団体である世界経済調査会の資料室長をしていた川田寿(後に慶応大学教授)、定子夫妻が10年間アメリカ生活をして帰国したが、特別高等警察は、彼らを米国共産党員と決めつけ、治安維持法違反とした。川田定子の拷問警察官を刑事告訴するにあたり、証拠として記述した「口述書」が残されている。彼女の口述書のその一部を紹介しておきたい。

「私共は昭和6年より16年迄約10年間、米国に於て労働運動に参加した経歴ある理由を以て、帰国後も共産主義運動に関係あるものとの嫌疑の下に検挙されました。然し、特別高等警察は何等その根拠を突きとめ得ず、米国に於ける私共の労働運動を、日本の治安維持法違反に適条せしめ法的

に罰しようとの苦肉の策を練りあげて、3ヶ年の長期間を最も野蛮な警察と未決に封じ込めました。その間の彼らの拷問は言語に絶する暴力と、女性として堪え得られざる「はずかしめ」と拷問手段としました。拷問使用品は、竹のしない、しないの竹べら、コン棒（5尺位の長さ）、麻づな、コウモリ傘の先端、靴のかかと、火箸である。検挙後2ヶ月間は係長松下警部が専任、私の取調べに当り、夜間、長時間に亘って腰部を裸にして床に座らせ、両手をツナで後手に縛り上げ、私の声が戸外にもれぬように、窓と入口とを鍵をかけて、閉め切って、口にサルグツツをはめた上で靴のかかたでモモとヒザ、頭を蹴り散らし、そのため内出血ひどく、むらさき色にはれ上り、ムチのミミズ腫れの跡は全身を傷つけました。そのあげく、火箸とコウモリ傘の先端でチクチクと尖きさし、歩行出来なくなる迄に残忍な拷問を繰り返しました。又、陰部を露出せしめ、コン棒で突くなどの陵辱の限りを尽しました。⁽¹⁶⁾ こんなにもひどい人権蹂躪する行為をもって、権力を振りかざした行為が行われていたのであった。もう一人、横浜事件の再審裁判の願いを抱いた木村亨の口述書では「警部『生かしちゃかえさぬからそう思え。こどんなところか思い知らせてやる。こいつめ、小林多喜二の舞を覚悟しろ!』 巡査部長『よくも凶々しくしてやがった。横浜ってどんなところか思い知らせてやる!』『この野郎! 往生際の悪いやつだ!』等々の言葉を合図に竹刀、棍棒、竹刀のバラ、泥靴、等を手に告訴人の頭、顔、背、膝、手、足を滅多打ち、約1時間、全身疼痛はげしく、発熱あり」とあり、更にその翌日「警部補『きさまらは殺してもかまわんのだ。よくも生きのびて来やがった』と叫びざま、顔、頭、背、腹、手足などを竹刀、椅子のコワレ、棍棒で猛烈になぐりつけ、泥靴で身体中をける。約1時間、監房に返されたが、全身黒ニエに腫れがあり疼痛激しく同夜より痔疾悪化出血多し」と記している⁽¹⁷⁾。

この時には、すでに岩田義道（1932年）小林多喜二（1933年）、野呂栄太郎（1934年）らは、特別高等警察によって拷問死させられている。もはや、人権思想という言葉は存在していない。このような方法は、教会弾圧でも日常化していた。権力をもって、何の罪もない国民を虐殺するなどは、ナチスにも劣る行為である。

この川田事件から、彼の交友関係が探られ、満鉄調査部、世界経済調査会の研究者が疑われ、翌年（1943年）1月21日、世界経済調査会の同僚高橋善雄ら7名が逮捕された。高橋は、ソ連研究会でソ連研究会を開いていたのであるが、その参加者5名が続いて逮捕された。高橋は獄中で亡くなった。

このソ連研究会の逮捕の際、逮捕者の机の引き出しに残された1枚の写真が押収された。それが細川嘉六（国際政治学者）とその友人たちで、「泊事件」と称される富山での宿泊旅行の写真であった。

泊は細川の郷里で、彼がたまたま法要で帰省する折、ちょうど新著の『植民史』が東洋経済新報社から出版された当座のことでもあり、その出版の記念をもかねて、執筆や研究に何かと力になってくれる友人をねぎらう主旨で集まった。この写真は、「日本共産党の再建準備会」という虚偽の自

白調書が作成され、この写真に写っている人々7名が逮捕された。特別高等警察はこの1枚の写真横浜事件のフレーム・アップさせる扇のカナメとした。また、細川が1942年8・9月号の『改造』に掲載した「世界史の動向と日本」という論文が、「共産主義的でソ連を賛美し、政府のアジア政策を批判するもの」として、新聞紙法違反として『改造』は発売頒布禁止処分になった。細川は、その後、治安維持法1条（国体の変革）、第10条（私有財産制度の否認）に切りかえられ、治安維持法違反とされた。

「改造」は、検閲を受けていたにもかかわらず、「（細川の）論文は共産主義の宣伝であって、これを通させたのは検閲の手ぬかりだ」という大本営報道部長の谷萩那華雄大佐（1895～1949）の談話が新聞に掲載された⁽¹⁸⁾。このような軍部からの圧力もあって、特別高等警察の勢いは、一層厳しいものとなった。軍部の権力がいかに強大であったかを恐ろしく思わしめられる。1944年7月には改造社は解散させられた。この写真には、相川博、小野康人という二人の改造社の編集者が含まれている。

当時「改造」と肩を並べていた「中央公論」からは木村亨が出席していた⁽¹⁹⁾。中央公論編集者からは、浅石晴世、畑中繁雄が拷問死に至ることになる。細川と一緒に写真に写っていた平館利雄、西沢富夫、写真を撮影した西尾忠四郎は満鉄東京支社の社員、加藤政治は、東京新聞記者であった。

更に、権力の圧力は、彼らが関係していた政治経済研究会、中央公論社、日本編集者会、日本評論社などに波及した。政治経済研究会は、昭和塾とも言われ、近衛文麿のプレートラストとして設立され、「憲法の範囲内での改革」「ナショナリストのファシズム反対」を掲げたりベラルな研究会であった。平沼騏一郎など国粹主義を掲げる政治家・官僚・右翼から「アカ」などの批判・攻撃の標的とされていった。このグループの新井義夫は、細川の『植民史』の資料関係を助けた。

特別高等警察は、このように芋づる式に研究者、雑誌編集者を検挙し、革や竹刀で殴打して失神すると気付けにバケツの水をかけるなど激しい拷問をおこない、捏造した白調書によって起訴した。この横浜事件は、どこにも犯罪事実のない事件であり、自白以外に証拠のない事件であった。

1947年4月、横浜事件被害者は、拷問を行なった元特別高等警察官30名を特別公務員職権乱用等致死傷罪で告訴し⁽²⁰⁾、警部松下英太郎、警部補柄沢六治、警部補森川清造の3名が有罪とされ、懲役の判決を得たが、1951年9月に調印されたサンフランシスコ講和条約の発効に伴う「大赦」によって、一日も服役することなく、下獄することがなかった⁽²¹⁾。また、これに加担した判検事に対しては何らの処分も行われていない。

無実を訴える元被告人やその家族・支援者らが1986年7月に再審請求書を横浜地方裁判所に提出した⁽²²⁾。これに対し、敗戦による混乱によって裁判記録が焼却処分されたため審理不可能として再審請求を棄却した。裁判記録の焼却の責任は司法にあるにもかかわらず、その責任を回避したのである。ところが、再審二次請求の際に、占領軍文書を研究していた研究者からアメリカ国立公文書記録管理局（NARA）に保存されていた横浜事件の断片文書が見いだされていた⁽²³⁾。しかるに、

以後、高等裁判所に抗告、最高裁判所に特別抗告を繰り返し、4度目の2003年横浜地方裁判所は再審開始を決定し、2005年10月に再審公判が行われるに至った⁽²⁴⁾。

第一審の横浜地方裁判所は、2006年2月9日、「ポツダム宣言廃止とともに治安維持法は失効し、被告人が恩赦を受けたことで、刑訴法337条2号により免訴を言い渡すのが相当」という判決を下した。この判決に対して免訴ではなく、無罪判決を求めて東京高等裁判所に控訴したが、2007年1月19日、「被告人は刑事裁判手続きから解放され、処罰されないのだから、被告人の上訴申し立てはその利益を欠き、不適法」として、控訴を棄却した。事実審を行なう裁判であるべきが、それを行わずに「不適法」という判決を下したことに對し、即日、弁護団は最高裁に上告した。2008年3月14日、最高裁判所第二小法廷は、「再審でも、刑の廃止や大赦があれば免訴になる」として遺族らの上告を棄却し、免訴が確定した。無罪でなければ名誉回復は図れないという遺族らの訴えは、受け入れられなかった。

しかし、刑事補償手続きによって名誉回復はできるというに及んで、原告は刑事補償手続きの裁判に移行し、2010年2月4日、横浜地裁は「特別高等警察による拷問を認定し、共産党再建準備とされた会合は証拠が存在せず、事実と認定できない」とした。その上で確定有罪判決が「特別高等警察による思い込みや暴力的捜査から始まり、司法関係者による事件の追認によって完結した」と認定し、「警察、検察、裁判所の故意、過失は重大」と結論づけた。特別高等警察による思い込みや暴力的捜査から始まり、司法関係者による再審で実体判断が行われた件に對し「無罪判決を受けたことは明らかである」として、実質的に被告を無罪と認定し、事実上事件が冤罪であったことを認めたわけである。こうして再審の道が開かれたわけであるが、再審請求の確定記録は「連合国と関係において不都合な事実を隠蔽しようとする意図で廃棄した可能性が高いのであるから、確定記録のある場合に比して請求人らの不利益にならないように証拠の再現に努めるのが裁判所の責務」⁽²⁵⁾であると明言したことは司法に新しい流れが生じていると認められる。翻って、言論界人々によって弾圧の膨大な記録が残されるようになったのは皮肉な顛末である⁽²⁶⁾。横浜地方裁判所は被告らに對して刑事補償として4700万円の支払いを命じた。ところが、治安維持法は、敗戦によって実効性がなくなってしまったので「無罪」ではなく、「免訴」と判旨した。しかし、被告はこれを受け入れ、24年間にわたる長き裁判に終止符を打った。

当時のマスコミは「戦後になっても冤罪の歴史は続いている。裁判官、検察官ら司法関係者は今回の決定をしっかりと受け止め、意味をかみしめてほしい」⁽²⁷⁾「戦時中と今日では状況が異なるが、再審公判中の足利事件などのように、今も冤罪は絶えない。捜査官の誘導や威圧的な取り調べ、それに基づく虚偽の自白を裁判所が見抜けないケースもある。司法も過ちがあれば、謙虚に正していく姿勢こそ、信頼の向上につながるのではないか。」⁽²⁸⁾など、司法に対する責任を問うている。司法も権力の一端を担っているのであるから、正義を飽くことなく追及してほしい。

刑事裁判では「疑わしきは被告人の利益に」(in dubio pro reo) でなければならない。刑事裁判で

は有罪の立証責任は検察にある。横浜事件では、特別高等警察の自白調書のみの、しかも凄惨な暴行に基づいた調書である。合理的な疑いを超えることに気が付かない裁判所は、三権分立とは言えない。旧憲法下において、軍部の異常な横暴さに流されざるを得なかったとしても、戦争こそ犯罪であることを忘失していることを忘れてはならない。

4. 免訴と無罪

安倍豊造は「私は、罪を犯していないのですから有罪の判決に服することはできない」という疑問点によって免訴に抵抗した。横浜事件では、実質無罪であるが、治安維持法は、敗戦によって実効性がなくなってしまったので「無罪」ではなく、「免訴」となった。この聞き慣れない免訴をいかに理解すべきなのであろうか。

まず、現行刑事訴訟法第 337 条では、「左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。①確定判決を経たとき。②犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。③大赦があったとき。④時効が完成したとき。」となっている。

第 1 項の「確定判決を経たとき」とは、既に有罪無罪の確定判決を経たのにも関わらず、再度、検察官が起訴したときのことを想定している。これは、憲法第 39 条では「何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われぬ。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われぬ」とあるように一度確定裁判を経たならば、二度と有罪の危険にさらされないという二重の危険の禁止、一事不再理の趣旨が表出したものである。

第 2 項の「犯罪後の法令により刑が廃止されたとき」は、憲法 39 条の逆のことを示している。即ち、「実行の時違法であつた行為又は既に有罪とされた行為」であって、逆を考えれば、罪刑法定主義の立場から法律の不存在は免訴としなくてもよいのではないか。松宮によると「治安維持法のように現行憲法と矛盾するがゆえに「刑の廃止」に至った法令によって廃止以前に有罪となった人物の再審を考えれば明らかであろう。そのような人物に対する刑事訴追は、「今の法状態」なら、無罪や免訴どころか、「起訴状に記載された事実が真実であっても、何らの罪となるべき事実を包含していないとき」に当たるとして、刑訴法 339 条 1 項 2 号に従い決定による公訴棄却で終えられるべきものであろう」と述べている⁽²⁹⁾。ましてや治安維持法は人権蹂躪を是とした法律で、基本的人権に立脚すれば即座に無効とされるべき法律である。

第 3 項は、「大赦のあったとき」である。治安維持法は 1945 年 10 月 15 日に廃止され、また、同日 17 日に公布・施行された大赦令で元被告らは大赦を受けた。横浜事件で明らかにされているように「大赦」は免訴であって、無罪ではない。松宮論文では、ドイツで「再審公判が完全に実施された場合には、裁判所は、その認定に基づけば無罪を言い渡さなければならない事態を、大赦法に基づいて手続の打ち切りで回避することは許されない」と述べている⁽³⁰⁾。すなわち、「被告事件が罪とな

らないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならぬ(刑事訴訟法第336条)のであって、横浜事件は明らかにフレーム・アップされたことを認めただけだから「犯罪が証明」ができなかったというべきではなからうか。

第4項の「時効が完成したとき」である。「時効」とは、公訴時効(刑事訴訟法250条各号)のことであり、つまり犯罪が発生してから、起訴されるまでに一定の期間が経ってしまうと、もはや起訴ができなくなる。2013年2月20日に神戸地裁で本条による初めての判決が下された。事件は、2001年7月に起きた兵庫県明石市の歩道橋事故で11人が死亡した歩道橋事故で、明石署の元副署長が業務上過失致死傷罪で強制起訴された。これは、2010年4月時点で、当時の公訴時効(5年)は経過していたので「時効が成立していた」として免訴の判決を言い渡した。例えば、甲が乙に対して負傷を負わせた傷害事件を起こし、甲はずっと逃げ回り、20年を経過したと仮定しよう。その20年目に乙は偶然、甲と遭遇し、警察に逮捕させたとします。甲が傷害罪で起訴されても、刑事訴訟法250条3号によれば、「長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については10年」で、既に「時効が完成」しており、起訴されても免訴判決となる。つまり、起訴されても免訴となるので、逮捕して起訴しても実質的に放免されてしまう。時効は、有罪を無罪とする法理である。現刑事訴訟法337条の免訴規定は旧刑事訴訟法をそのまま受け継いでいるのである。

さて、免訴について、「免訴の制度は欧米諸国に見られない独特の制度である」⁽³¹⁾、「この制度はわが国独特のものである」⁽³²⁾といわれるごとく、「免訴」は理解しづらい。通常の刑事事件であれば、無罪・有罪の判決となる。ところが、免訴判決が下ると被告人は上訴すらできない。その理由は、免訴という判決を受けたことによる一事不再理の議論へ展開されていくからである。判例はことごとく免訴被告人の上訴を認めていない。また、現在もその道は閉ざされたままである。

刑事訴訟法第435条以下にある再審請求の道は、有罪の言い渡しをした確定判決に限って、また、被告人の利益になる場合だけに開かれている。具体的には以下の通り。証拠となった証言・証拠書類などが、虚偽であったり、偽造・変造されたものであったことが証明されたとき、有罪判決を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき、証拠書類の作成に関与した司法官憲が、その事件について職務上の罪を犯したことが確定判決によって証明されたときなどである。ここには免訴が含まれていない。

横浜事件では、治安維持法第1条、第10条による有罪判決が、敗戦が決まった後にも下されていた。特別高等警察の凄惨な拷問によって「自白」せしめて有罪にした。戦後、その犠牲者は特別高等警察を特別公務員暴行傷害罪で告発し、特別高等警察の有罪へ導いた。旧刑事訴訟法には、「自白は証拠の女王」という中世の思想が残存している。自白を「法令ニヨル訊問に作製サレタ文書」(旧刑訴法343条1項)に該当させ証拠能力を与えていた。1941年の改悪治安維持法第26条は「検事ハ被疑者ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得、検事ハ公訴提起前ニ限り証人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ検事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得、司法警察官検事ノ命

令ニ因リ被疑者又ハ証人ヲ訊問シタルトキハ命令ヲ為シタル検事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ訊問シタル旨ヲ訊問調書ニ記載スベシ」とあり、特別高等警察による自白に対しその調書に証拠能力が与えられていた。更に1942年3月には、戦時刑事特別法（昭和17年法律第64号）が制定され第25条には「地方裁判所ノ事件ト雖モ刑事訴訟法第三百四十三条第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セズ、第二十五条ノ二 検事事案ノ内容ニ照シ相当ト認ムルトキハ区裁判所ノ管轄ニ属スル事件ニ付地方裁判所ニ公判ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ刑事訴訟法第三百五十六条但書ノ規定ハ之ヲ適用セズ」とし、すべての事件で法令に依り作成した尋問調書にあらざるものが証拠能力を有することとなった。すなわち、旧刑訴法の第343条は平時の時のものであり、戦時にあってはあえて公正な証拠を得ることをしないで、自白調書さえあれば証拠としたのであった。特別高等警察に対する特別公務員暴行傷害罪が認められたことは、自白による調書の信頼性が根底から崩されたことを意味する。

更に横浜事件では、「敗戦の直後、米軍の進駐が迫った混乱の中、事件の記録は焼却された」と述べて、訴訟記録をみずから焼却しておいて、記録がないから再審に応じられないという裁判所自らの責任を認めつつも、かつ再審の道を閉ざしたが、執拗な再審請求によって「拷問による自白」を認めて再審の道が開かれるに至った。有罪の判決が下って確定判決を受けても無罪を主張することによって再審に道が開かれているにもかかわらず、一事不再理を理由に免訴には再審を閉ざすということは大いなる疑問となる。

ポツダム宣言受諾に始まる敗戦後に旧刑事訴訟法は一時復活したが、「日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急措置に関する法律」（昭和22年法律76号）の第10条には「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」と定め、第1項はいわゆる黙秘権（自己負罪拒否特権）を規定したもので、2項、3項は自白法則を規定している。更に第12条では「証人その他の者（被告人を除く）の供述を録取した書類、又はこれに代わるべき書類は、被告人の請求があるときは、その供述者又は作成者を公判期日において訊問する機会を被告人に与えなければ、これを証拠とすることができない。但し、その機会を与えることができず、又は著しく困難な場合には、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適当に考慮して、これを証拠とすることができる」ということになった。ようやく、自白のみに基づく場合には有罪とされないという人権保護の規定が表明されるに至ったのである。「しかし、戦時刑事特別法の姿勢がそのまま戦後に引継がれ、更に現行刑事訴訟法にまで及んでいることになる」⁽³³⁾ という指摘には同感である。

さて、通常の刑事裁判は有罪・無罪という実体に判断をおくが、免訴は形式裁判であるという。この議論に対し、柏木教授は「実体判決、形式判決という概念はかなり多義的であるし、必ずしも

明瞭ではない」とした上で、「確定判決を経たとき」と「刑の廃止、大赦、時効」とを分けて考えようという提案をしている⁽³⁴⁾。この考え方に従えば、前者は、一時不再理の議論となり、後者は無罪を主張する被告には決着がえられるよい考え方である。これに対して、「免訴判決は事後の事情による公訴権の消滅を理由として被告人を刑事裁判手続きから解放する形式裁判であり、同手続きからの一刻の解放こそが被告人の利益」という反対説もある⁽³⁵⁾。しかし、免訴判決は、被告人を解放するといういかにも人権的配慮がなされているようでありながら、その実、公訴権を消滅させてしまっている。このことは現行刑事訴訟法下でも、旧刑事訴訟法でも同じである。無罪判決を求めるものへの名誉回復の道が開かれなければ基本的人権が守られるとは言えない。敗戦にともない人権侵害の事実を隠ぺいするため訴訟記録をみずから焼却させ、その責任を回避した人権侵害の責任は大きい。

横浜事件では、形式上は免訴、事実上は無罪という点でも人権的立場からは納得できない。治安維持法は、「悪法」と称されているが、悪法の意味は当時の権力者による恣意のままであったことは言うに及ばず、現在でも責任の所在を明確にせず放置されていて、まだ、結着をみていないからである。刑事裁判は有罪無罪を決するものであって、免訴というままに放置していること自体が人権侵害である。治安維持法の効力のある時代は有罪、効力を失えば無罪であるべきである。現刑事訴訟法第一条には「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」と謳われている。再度、免訴について基本的人権の保障を「全うする」道を開かれたい。

5. おわりに

安倍の体験した「免訴」は、机上の処理であって、判決かどうかの謎は解けないが、教会弾圧に戻って考察してみたい。安倍が疑義を抱いたのは、犯罪なる行為を犯してはいないという確信があったゆえである。彼は、治安維持法の「国家の変革を目的とする結社」(第1条)「国体を否定し又は神官若しくは皇室の尊厳を冒瀆することを目的とする結社」(第7条)「私有財産制を否認する結社」を処罰するという対象には及んでいない。敗戦によって、治安維持法が廃止されたために都合の良い免訴という「処理」がなされたのであった。免訴が法廷で宣せられた判決でなく、なんともお粗末な結果である。これでは一事不再理の効果はないであろう。どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰を科せられるのかをあらかじめ法律で定めておかなければならないとする罪刑法定主義の原則がある。法の廃止によって、明らかに裁判を継続することが不可能になったのであるからもはや犯罪ではない。刑事裁判は、有罪、無罪を問うものであって二者択一の判断が求められる。我が国では罪刑法定主義が定着していないということが免訴に表現されていないだろうか。

「法の目的は正義である」と古来より、また現在でもなお、言われ続けているが、正義の実現とい

う思想に欠けている。戦時下における権力者にとっては「時局における必要・切実」であって、正義は見失われている。戦争というカオスは、常に人権侵害を含んでおり、敵対する国民はもちろん、自らの国民にも多大な人権侵害を与える。歴史はそれを証明している。「悪法も法なり」という法服従のみを要求し正義を忘却していないだろうか。「悪法は法ではない」という主張こそ正義を訴えることではないか。このことは、現代にも多数決主義が民主主義であると錯覚しておくことにも及んでいる。コモン・ローの欠陥を是正するためにエクイティー (Equity) が存在するように「衡平・正義」に基づいて人権侵害について対処しなければ、人権は守られないであろう。治安維持法は、結果的に戦時体制に向かうべく人権を侵害する法律であったわけで、新憲法では廃止ではなく、廃止＝無効とすべき法律である。これこそ、刑事訴訟の目的でなければならない。

教会弾圧、横浜事件などを考えるとまだ戦争の時代は終わっていない。近隣の諸国からの指摘からも同様である。戦没者の慰霊ということにすり替えることなく、姿勢を正して戦争という過ちの反省と謝罪をなし、一人一人の人権を死守する立場をとるべきである。天皇を現人神とし、護国神社を崇拝させること自体が人権思想に基づかない恥ずべき行為であり、人権侵害であった。特別高等警察の成した行為は、権力者のなした行為であり、罪刑に対して恣意的、専断的なものであった。

安倍の「役所の机の上で、あれ程の大犠牲を強いた大事件の黒白を明かにしないで『免訴』とは……而も通達さえしない意図は……何を物語っているだろうか。ああ『免訴』」の叫びが響いてくる。治安維持法は明らかに人権侵害の立法であって、「免訴」という言葉がなければ、法の廃止によって無罪としてよいところである。免訴は人権思想からすれば、すり替えの判断なのである。このすり替えは、国家統治の基本に関する高度な政治性を有する国家の行為については、司法審査の対象から除外すべきとする統治行為論に及んでいないだろうか。戦争それ自体が、国家の起こす犯罪行為であり、司法は国家の犯罪行為に明確に対処すべきではなかろうか。

治安維持法だけでなく戦時体制に向かうべく制度を整え、理不尽にも善良な市民を犯罪者としていく中で教会弾圧、横浜事件といった事件が起こったのである。戦争を推進しようとする権力のある犯罪者によってフレーム・アップされた事件である。このような醜態を覆い隠すがごとく、敗戦直後から関係者によって、公判記録はもちろん、押収物までも全て焼却されたことになっている。マッカーサー指令によって10月4日、すなわち治安維持法が廃止されるまでに治安維持法による逮捕者はことごとく執行猶予がついた有罪判決が下された。司法関係者は、一方では証拠書類を焼却し、一方では治安維持法下での決着に必死であったことが窺える。悪法を生み出し、これに関わった政府当局、官憲、司法も犯罪者である。

教会弾圧において、教会及び牧師の所有した書籍、記録など数多くの者を特別高等警察が持ち去ったままで没収物は返還されていない。横浜事件では、「連合国によって人権侵害の事実を隠蔽するために焼却したのであり」とまで裁判所は認定した。裁判所は、国民を不利益から守る責務がある。横浜事件では、遺族が再審請求の際に提出した判決書には、幸いにもアメリカ国立公文書記録管理

局（NARA）に保存されていた物の写しであったのであるが、それについての説明も謝罪もない。しかし、横浜事件は免訴であっても刑事補償を受けることを可能にした。免訴のままでは、被告にとって名誉回復もなければ、有罪のままである。刑事裁判の原則、人権を擁護する大原則「疑わしきは被告人の利益に」（in dubio pro reo）の大原則が働いていない。このような悲劇を再び繰り返してはならない。

注

- (1) 安倍無羨『悪より救い出し給え』キリスト新聞社、1962年、p. 250.
- (2) 奥平康弘『治安維持法小史』筑摩書房、1984年、p. 232.
- (3) 拙著「小山宗佑とその時代」（聖学院大学論叢第24巻第1号、p. 119以下）においてこの件についてはすでに明らかにしたところである。
- (4) 杉山元治郎『宗教団体法詳解』日曜世界社、1937年、p. 1.
- (5) 『教団時報』1942年1月15日号
- (6) 『教団時報』1943年12月15日号
- (7) 金田隆一『戦時下のキリスト教の抵抗と挫折』新教出版社、p. 200以下
- (8) 柏井創「ホーリネス弾圧と日本基督教団」『ホーリネスバンドの軌跡』所収、新教出版社、1983年、p. 737.
- (9) 『特別高等警察月報』1941年6月（『戦時下のキリスト教運動』第2巻 p. 102）
- (10) 『特別高等警察月報』1941年4月（『戦時下のキリスト教運動』第2巻 p. 113）
- (11) 『靈光』第390号 昭和16年12月18日発行
- (12) 安倍豊造（1891年～1979年）は、聖学院大学二代目の学長安倍北夫教授の実父で、日本基督教団第六部の総務部長の要職にあった。戦後、安倍無羨のペンネームで聖霊行伝第7巻を著わし、自分の歩んだ道を克明に綴った。『聖名を崇めさせ給え』（第1巻）、『聖国を來たらせ給え』（第2巻）「地にも成させ給え」（第3巻）『今日も与え給え』（第4巻）『我らの罪をも赦し給え』（第5巻）『悪より救い出し給え』（第6巻）『爾のものなればなり』（第7巻）という、主の祈りをテーマにして執筆した。第6巻『悪より救い出し給え』には、逮捕から、裁判経過の記録が残されている。
- (13) 安倍 前掲書『悪より救い出し給え』p. 247
- (14) 安倍 前掲書『悪より救い出し給え』p. 251
- (15) 読売新聞 2006年2月10日「編集手帳」
- (16) 横浜事件・再審裁判＝記録・資料刊行会『ドキュメント横浜事件』高文社、2011年、p. 504
このほか31人の口述書が本書には載せられ、残忍極わりのない拷問が行われた。竹刀、楯棒で肉体を殴打し、平手、拳骨で殴り、足で蹴り、失神すると水をかけるなどの暴力行為、戦後になっても受けた傷は死ぬまで消えることがない。更に「骨を折ってやる」とか、「殺してやる」といった言葉が繰り返されている。
- (17) 前掲書、p. 506.
- (18) 「日本読書新聞」1942年9月14日「戦争と読書」
- (19) 松阪まき『横浜事件—木村亨全発言』インパクト出版会 2002年。なお、松阪まきは、富山の泊の写真にあった平館利雄の娘で、木村亨の妻となった。
- (20) 横浜事件・再審裁判＝記録・資料刊行会では特別高等警察警部らを実名で口述している。
- (21) 中村智子『横浜事件の人びと』田畑書店、1979年、p. 276
- (22) 言論界の人びとなので、自分の手記や記録が多く残されているが、妻、子どもという家族にも大きな傷跡が残された。小野貞、気賀すみ子『横浜事件—妻と妹の手記』（高文研、1987年）獄中死した浅石晴世の婚約者であった小泉文子『もう一つの横浜事件』（田畑書店、2009年）などがある。

- ②3 大川隆司, 佐藤博史, 橋本進『横浜事件・再審裁判とは何だったのか』高文研, 2011年, p. 195.
- ②4 横浜事件・再審裁判＝記録／資料刊行会『全記録 横浜事件再審裁判』(高文研, 2011年)には, 再審の経過が詳細に記されている。
- ②5 田淵浩二「横浜事件再審免訴判決にみる法の論理と常識の相克」法律時報 81(8), 2009年, p. 2.
- ②6 横浜事件・再審裁判＝記録／資料刊行会『横浜事件』(高文研, 2011年)では, 特別高等警察, 司法の資料を克明に記録し, 特別高等警察警察による拷問の実態を生々しく口述書として記録し, 家族による回想に至るまで記されている。横浜事件・再審裁判＝記録／資料刊行会『全記録横浜事件・最新裁判』(高文研, 2011年)では第一次～第四次に至る再審請求・再審公判・刑事補償請求の裁判記録を書き残している。
- ②7 朝日新聞, 2010年2月7日 社説
- ②8 読売新聞, 2010年2月9日 社説
- ②9 松宮孝明「原判決確定後の免訴自由発生と再審判決—横浜事件再審最高裁判決—」(立命館法学 329号所収の判例研究 2010年)ちなみに刑事訴訟法 339条は1項は「左の場合には, 決定で公訴を棄却しなければならない。」とあり, その2号は「起訴状に記載された事実が真実であっても, 何らの罪となるべき事実を包含していないとき」とある。松宮は, 再審裁判が行われたことは, 公訴棄却で終わっておらず, 「事実認定の誤り」を是正するためであったと評している。
- ②9 松宮 前掲書 p. 258
- ③0 松宮 前掲書 p. 258
- ③1 筑間正泰「免訴の判決」広島法学 7(4) 1984年 p. 366
- ③2 柏木千秋「免訴の性質」名古屋大学法制論集, 1966年 p. 1.
- ③3 佐伯千仞『陪審裁判の復活』第一法規出版 1996年, p. 74ff
- ③4 久岡康成「対象刑訴法と供述を録取した書面」立命館法学 2007年(316号) p. 195
- ③5 反対説を述べているのは, 柏木, 田宮である。柏木千秋 前掲書 p. 4.
田宮裕「免訴判決に対して被告人は無罪を主張して上訴できるか」松尾浩也・田宮裕『刑事訴訟法の基礎知識』所収 有斐閣, 1966年, p. 194.

Church Oppression in 1942 and *Menso*

Keiji KATOH

Abstract

Soon after the outbreak of the Pacific War, 134 pastors were arrested under the Peace Preservation Law. Some pastors became sick and some were tortured to death under investigation. After Japan's defeat in the war, this law was abolished. And the survivors were dismissed as *menso* and released. *Menso* is a peculiar Japanese system which neither constitutes rejection of the verdict reached in the trial nor really constitutes an acquittal. Moreover, an actual retrial is not allowed.

Another case of suppression of free speech called the Yokohama incident occurred in the same year, 1942, under the Peace Preservation Law. In this incident, about 60 people were arrested and tortured. They were not only researchers, magazine editors, and journalists, but also many workers who belonged to worker's groups. And they were compelled to admit to the charges due to torture. After the Peace Preservation Law was abolished, three of the Special Higher Police involved in this case were arrested and convicted, but all were freed without serving any time behind bars in amnesty accompanying the signing of the San Francisco Treaty. In 1986 although a retrial appealed for by the defendants and bereaved families took place, the verdict was not "innocent" but "*menso*". The reason for the judgment was that the Peace Preservation Law had been abolished, and therefore original judgment could not be appealed.

This paper is a description and interpretation of the Criminal Procedure Code, including *menso*. In the case of church oppression, a pastor, Toyozo Abe, (he was the father of the second president of Seigakuin University) a verdict of *menso* was not reached, even though the purpose of the law was to achieve justice. The chaos of war resulted in deviation from justice. These cases are examples of injustice: the abuse and violation of human rights. The law was meant to uphold and support equality and human rights. The injustice perpetrated during the war remains as long as this issue of *menso*, church oppression and the Yokohama incident remain unresolved. The Emperor of Japan had been deemed to be God and the Japanese people were forced to worship at shrines during the war. The false charges against innocent people were brought by the Special Higher Police, cruel torture in the name of the Emperor. War makes criminals. The power of the administration, the administration of justice, legislation in wartime changed into something demon-

ic. The rule of “benefit of the doubt in favor of the defendant” (in *dubio pro reo*) which protects human rights was not observed. We should not allow such a war tragedy to happen again.

Key words; Church oppression in 1942, the Peace Preservation Law, Yokohama incident, Menso, Human rights.